

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本と各国の雇用動向と 雇用・労働対策

2020年5月8日

新型コロナウイルスによる雇用・就業への影響等に関する調査、分析PT

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症により、日本の社会全体が甚大な影響を受けており、経済活動の停滞・抑制を通じて雇用・就業面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

現在の雇用情勢をみると、日本ではここ数年人手不足が続いていたこともあり、2020年3月の完全失業率¹は前月より0.1ポイント上昇して2.5%、有効求人倍率²は前月から0.06ポイント低下して1.39倍³と、方向としてはいずれも前月から悪化しているものの、水準的にはまだ厳しい水準とはなっておらず、このところ急速に悪化しているアメリカのような急激な悪化はみられていない。一方において、これまでのところ企業はなんとか、雇用を維持しようとしつつも、急激に企業業績が悪化し⁴、大幅な赤字を出す企業が増大していることが危惧される。感染症への対応が長期化し経済の停滞が続くに連れて、雇用情勢も一気に悪化する恐れもあり、今後の動向には注意が必要である。

日本においては、技術革新や産業構造の変化に労働面でも適応させるため、近年労働移動の活発化、外部労働市場の機能強化に向けた取り組みが進められてきたが、大きな経済ショックが生じた際には、期間限定的に雇用維持に取り組むようになってきている。今回の新型コロナ感染症対策においても、雇用調整助成金の拡充により、雇用を全面的に支える対策が採られている。

一方で、経済のサービス化や技術革新に伴う、フリーランスの増加などの就業形態の多様化といった新たな動きが見られる中での経済ショックであり、こうした変化への対応も併せて行われている。

こうした現在までの動きについて、リーマンショック時の動きとも比較しながら整理する。

2 現在の経済、雇用情勢

(1) 経済情勢

¹ 総務省「労働力調査」による。

² 厚生労働省「職業安定業務統計」による。

³ 令和2年1月から求人票の記載項目の拡充をおこなっており、このことも、3月の有効求人倍率の低下に影響していることに留意が必要。

⁴ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（3月調査）」（日銀短観）によると、企業の経常利益は、2019年度で前年比7.6%減の後、2020年度の上期で前年比7.2%減、下期で同2.9%増、通期で同2.5%減と、2年連続の減少が見込まれている。

政府の「月例経済報告」により現在の景気判断をみると、2020年3月には「新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある」とし、2013年6月以来、6年9か月ぶりに「回復」の文字が消えた。続いて2020年4月には、「急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」とし、リーマンショックの影響があった2009年5月以来、約11年ぶりに「悪化」の表現を使っている。

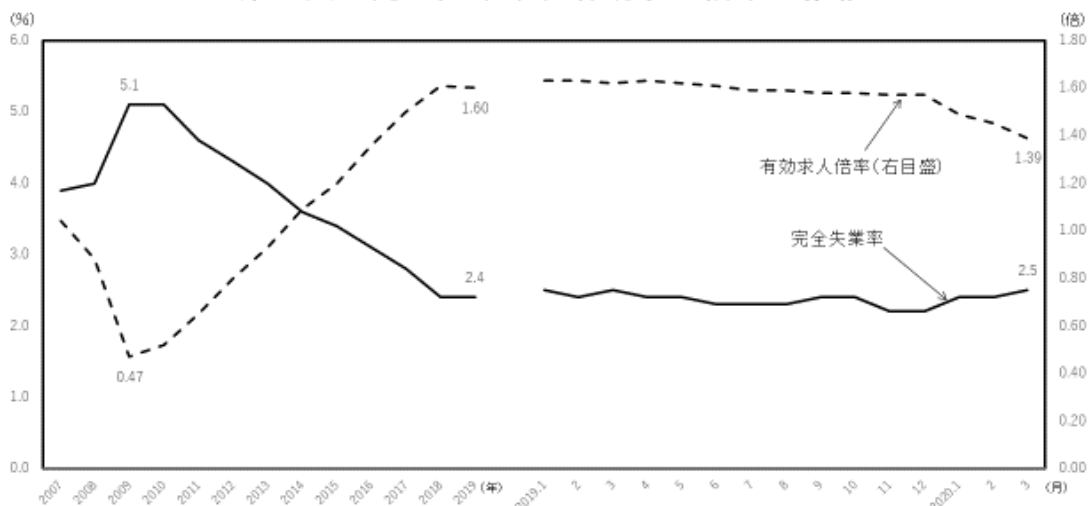
内閣府「景気ウォッチャー調査」（調査期間3月25～31日）によると、2020年3月の現状判断DIは14.2と、リーマンショック時（2008年12月の19.0）、東日本大震災時（2011年3月の24.0）を下回って過去最低となり、街角景気は極めて厳しい状況となっている。

（2）雇用情勢

4月28日に公表された2020年3月の完全失業率は、前月より0.1%ポイント上昇して2.5%となり、2019年の11、12月に2.2%まで低下してから0.3ポイントの上昇となっている（第1図）。

また、3月の有効求人倍率は前月より0.06ポイント低下して1.39倍となった。今回のピークである1.63倍⁵からは0.24ポイントの低下となっている（第1図）。

第1図 完全失業率、有効求人倍率の推移



（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

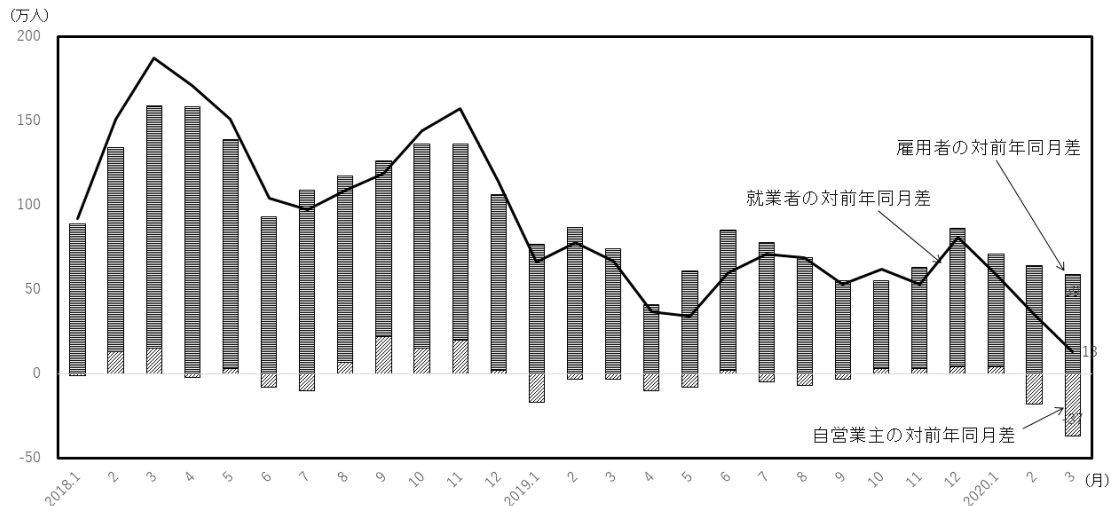
いずれの指標も方向としては悪化傾向にあるが、水準としては完全失業率の2%台半ばは1993年以来の低い水準、有効求人倍率の1.3倍台は今回の景気回復期以前では1991年以来の高い水準である。

もう少し細かくみていくと、総務省「労働力調査」による2020年3月の就業者数は前年同月差13万人増と、87か月連続の増加となっているが、増加幅が縮小しており、その要因として自営業主が2か月連続で減少し、3月は37

⁵ 1.63倍となったのは2018年8～11月、2019年1、2、4月。

万人減となったことがある（第2図）。今回の新型コロナウイルスの影響により、フリーランスの方々の業務の減少による苦境が言われているが、それが反映されているとしたら懸念される状況である。

第2図 就業者の対前年同月差の推移

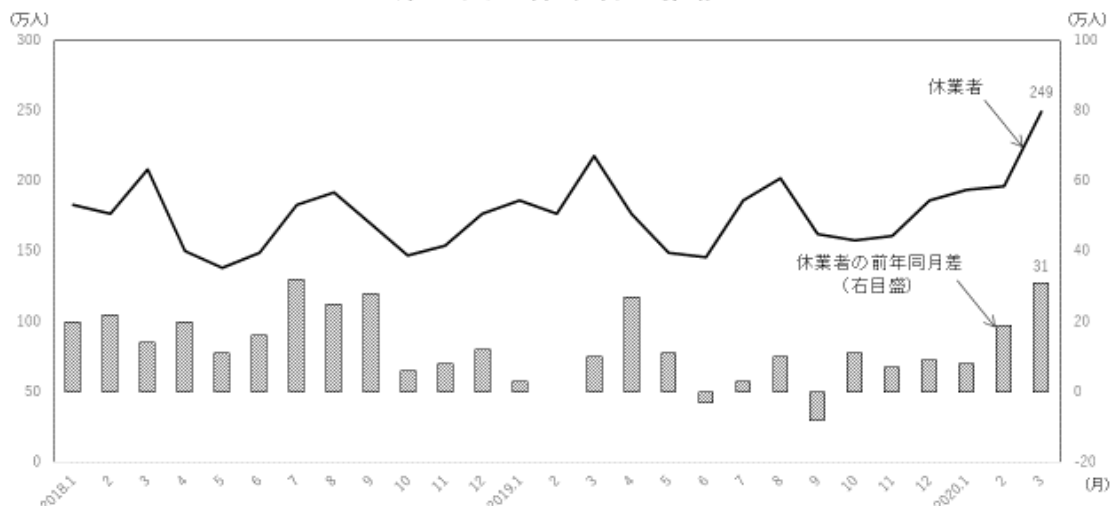


(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注) 就業者には家族従業者も含まれるため、自営業主と雇用者の対前年同月差を合計しても、雇用者の対前年同月差とは一致しない。

また、就業者のうち休業者⁶の動きをみると（第3図）、3月は前年同月差31万人増の249万人となっている。例年3月は休業者が相対的に多い時期ではあるが、インバウンドの大幅減少等による観光産業の停滞や、経済活動の抑制等の影響が現れている可能性もある。

第3図 休業者の推移



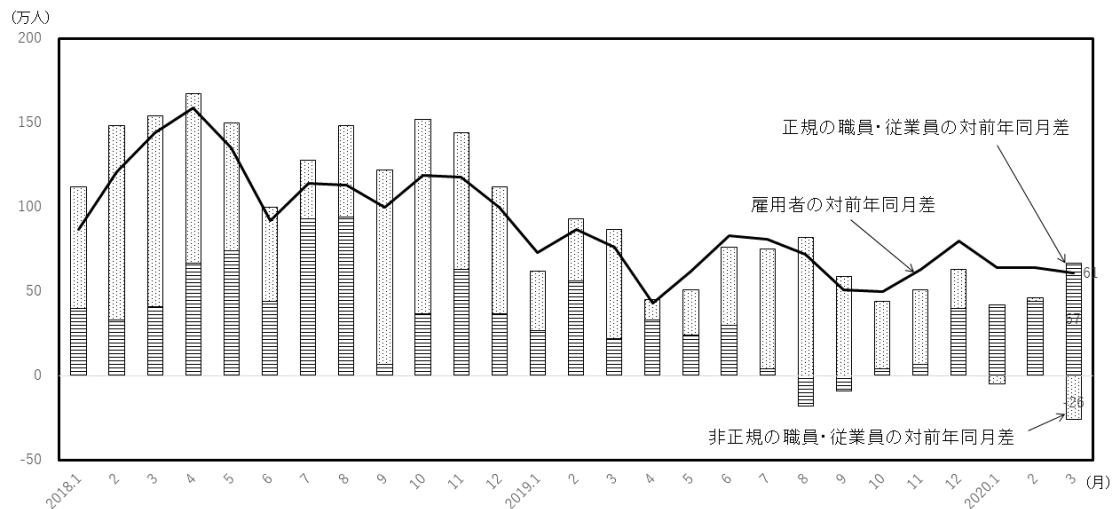
(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注) 休業者とは、就業者のうち、調査週間に少しでも仕事をしなかった者で、自営業主においては、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者、雇用者においては、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。

⁶ 就業者のうち、調査週間に少しでも仕事をしなかった者で、自営業主においては、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。雇用者においては、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。

雇用者数についてみると（第4図）、3月は前年同月差61万人増と87か月連続の増加となっているが、内訳をみると正規の職員・従業員で67万人増と相対的に大きな増加幅となったのに対し、非正規の職員・従業員が26万人減となっている。これについて男女別、産業別にみると、男性では契約社員において製造業を中心とした21万人減が、女性ではパート、アルバイトにおいて宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、製造業を中心とした22万人減が目立っている。リーマンショック時に問題となったように、大きな経済ショックが発生するとまず非正規から影響が大きく出るが、今回もそうした傾向がみられている可能性がある。

第4図 雇用者の対前年同月差の推移



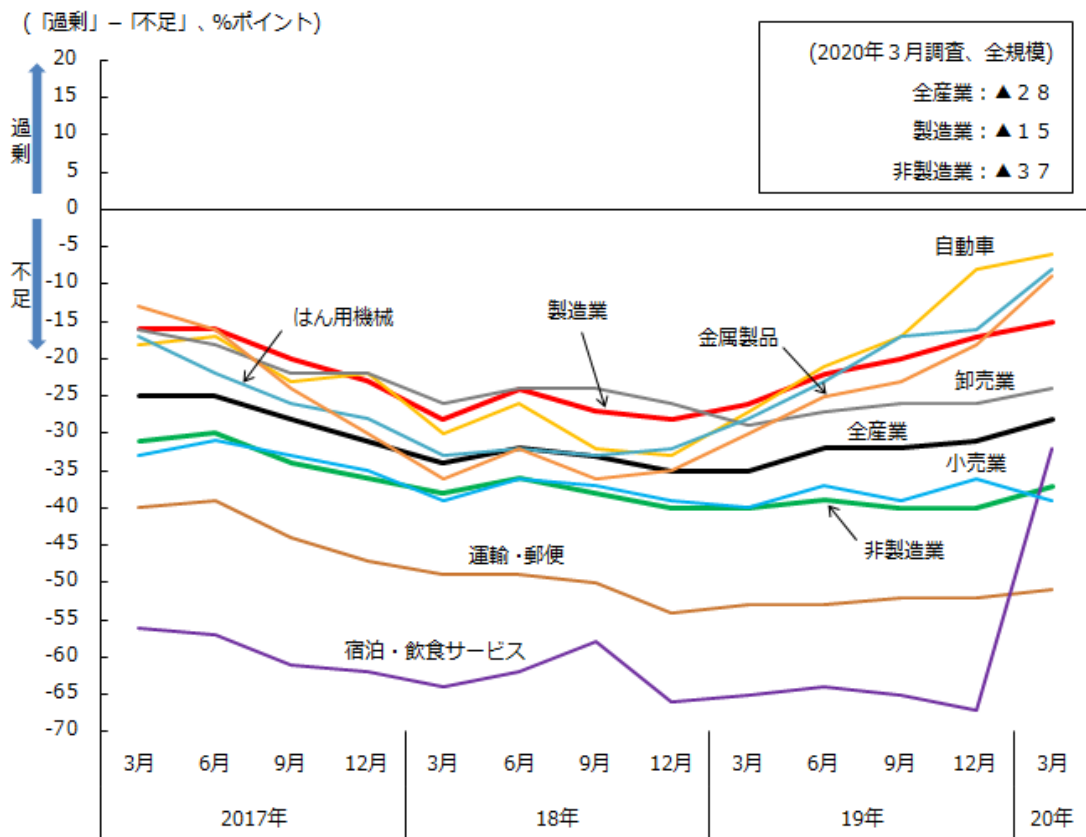
(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注) 雇用者には役員も含まれるため、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の対前年同月差を合計しても、就業者の対前年同月差とは一致しない。

雇用情勢については、3月の月例経済報告の「改善してきたが、感染症の影響がみられる」から、4月には「改善」の文字が消え、「感染症の影響により、足下では弱い動きがみられる」としているとおり、方向としては悪化の方向となっている。これまで人手不足基調の中で改善が進んでいたこともあり、水準的には、全体としてはまだ厳しい水準にまで至っていないと考えられるが、自営業主、非正規といった層に影響が出始めているように見える。

また、日銀短観で日本における企業の雇用の過不足感を業種別にみると（第5図）、特に宿泊・飲食サービスで足下急速に不足感が縮小しているのが見て取れる。

第5図 雇用人員判断D. I. (四半期)



資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」

リーマンショック時の雇用情勢と比較すると、リーマンショック時の2008年9月の完全失業者数は264万人、完全失業率は4.0%、有効求人倍率は0.83倍と、既に2008年2月から景気後退期に入っていたこともあって、雇用情勢は悪化しつつあった中でのリーマンショックの発生だった。

その後、2009年7月には、完全失業者（季節調整値）は2008年9月と比較して100万人増の364万人、完全失業率は1.5ポイント上昇の5.5%にまで悪化し、2009年8月には、有効求人倍率は2008年9月と比較して0.41ポイント低下の0.42倍まで低下した。

今回はリーマンショック当時とは異なり、雇用情勢は人手不足基調で改善していた中での経済ショックであるが、この問題が長期化し経済の停滞が続くに連れて、雇用情勢も一気に悪化する恐れもある。これまで見てきたとおり、統計上も気になる動きが見られてきており、今後の動向には注意が必要である。

3 これまでの雇用・労働対策の概要

今回の新型コロナウイルス感染症への一連の対策においては、以下の雇用・労働対策が講じられている。

まず、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（2月13日、新型コロナウイルス感染症対策本部）においては、雇用調整助成金制度の要件緩和

として、感染症に伴う日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主を対象に、生産、雇用指標の要件緩和や計画届の事後提出を可能とするなどの要件緩和が行われた。

続いて、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部）においては、

- 小学校等が臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援（10/10、日額上限 8,330円）
- 委託を受けて個人で仕事をする方が、小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となった場合にも支援（日額 4,100円）
- 新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入した中小企業事業主への経費の補助（上限 100万円）
- 雇用調整助成金について、特例措置の対象を全事業主に拡大、新規学卒採用者等の雇用保険被保険者の期間が6か月未満の労働者の対象として追加、特別な地域における助成率の上乗せ（中小 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3）などの特例措置の追加実施が盛り込まれた。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（3月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部）及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」（4月7日、4月20日変更（閣議決定））においては、

- 緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）における雇用調整助成金について、解雇等を行わない場合には中小企業 9/10、大企業 3/4 まで助成率を引き上げ、雇用保険の被保険者でない週 20 時間未満の労働者も対象に加えるとともに、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化などのさらなる拡充
 - 内定取消者への就職支援、雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練等の拡充
 - 住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充等
 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施や住居を失った場合等に支給される住居確保給付金の支援の拡充
 - 国民健康保険等の保険料減免等
- などの支援策が盛り込まれた。

またさらに、4月25日には、雇用調整助成金の更なる拡充（4月25日）として、自治体の休業要請等を受けた一定の要件を満たす中小企業に対して、休業手当の助成率を特例的に 10/10 とすることなどが打ち出され、5月1日に実施された。

なお、5月4日に緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長された際の安倍首相の会見においては、飲食店などの家賃負担の軽減、雇用調整助成金の更なる拡充、厳しい状況にあるアルバイト学生への支援についても、与党による検討を踏まえ、速やかに追加的な対策を講じていくことが表明されている。

4 雇用・労働対策の特徴

今回の新型コロナウイルスの影響を踏まえた雇用・労働対策については、経済活動の停滞に加え、感染拡大を防ぐために人的交流による経済活動を抑制しながら、経済・社会基盤を維持しなくてはならないという難しい対応が求められている中での、経済・社会基盤としての雇用の維持への支援、雇用者のみならずフリーランスなどの自営業者も含め、経済活動のストップにより経済的に厳しい環境に置かれた働く方への生活支援、移動制限の中で企業活動を行うためのツールとしてのテレワークの推進といった点に特徴が表れている⁷。

まず、経済・社会基盤の維持という点では、事業主の資金繰り支援、固定費の支援が求められているが、人件費という観点からは、雇用調整助成金の拡充による対応が行われている。

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持して休業手当を支払うための費用を助成する制度である。過去に、産業構造の転換を妨げるという批判を受けたこともあって、平時には余り活用されない仕組みとなっている一方、大きな経済ショックの際に特例措置を講じてきた経緯があり、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災の際にも活用されてきた。

2月13日に策定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に盛り込まれてから刻々と変化する情勢に応じて順次更なる拡充が行われ、4月25日には、自治体の休業要請等を受けた一定の要件を満たす中小企業に対して、休業手当の助成率を特例的に10/10とすること等が打ち出され、5月1日から実施されている。これにより、要請を受けて休業を行う中小企業の人件費が実質的にほぼ全額カバーされることとなった⁸。

また、拡充の過程で、非正規雇用労働者や雇用保険の被保険者でない週20時間未満の労働者も対象に加えられ、大きな経済ショックで特に影響を受けやすい層の失業防止が意識されている。

本助成金はリーマンショック時には、製造業で最も多く活用されたのに対し、現時点において今回最も大きく影響を受けているのは、最近の雇用人員判断の結果からも分かるように宿泊・飲食サービスである。このため、こうした産業での本助成金の有効活用が重要となってくるが、当該産業は、中小零細企業が多く、助成金の活用にも不慣れなことが考えられることから、事務手続き面において、より一層きめ細かな対応が必要となってくるだろう。

また、本助成金は制度上、休業等の実績を踏まえた後払いの仕組みであるが、

⁷ 緊急コラム「新型コロナウイルス感染症と労働政策の未来」(濱口桂一郎研究所長) 参照。<https://www.jil.go.jp/tokusyu/covid-19/column/002.html>

⁸ 休業要請を受けない場合においても、中小企業の支払い率が60%を超える部分の助成率が特例的に100%とされ、この場合、60%までは9/10の助成率なので、100%の休業手当を支払った場合、全体では94%の助成率となる。ただし、対象労働者1人1日当たりの上限額は8,330円。詳細は次のとおり。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11128.html

休業要請により経済活動を抑制する際の人件費支援としての役割が大きくなっている中で、企業からの相談への対応遅れも指摘されている。申請書類の簡素化、助成額の算定方法の簡略化といった申請手続きの簡素化・支給事務の迅速化、5月中にオンライン申請ができるようにするための準備も進められているが、スピード感を持った支給が求められる。緊急事態宣言が延長された中で、本助成金に限らず、企業への資金助成や融資も含め、スピード感を持って対応していく必要がある。

働く方については、経済活動がストップすることで働く機会を失い、収入が減少したり、なくなったりすることで困窮する方の生活支援として、住宅確保給付金による家賃支援、社会保険料等の支払い猶予、生活資金の特別貸付、フリーランス等の個人事業主も対象とした事業資金の融資といった支援策が講じられている。

社会活動の抑制に関しては、2月27日の安倍首相の会見において、3月2日から全国全小学校等に対し臨時休業の要請が行われたことに対応し、小学校等の臨時休校等により子どもの世話が必要となった労働者⁹に有給休暇を与えた事業主に対し、支払った賃金相当額（10/10、日額上限 8,330 円）を助成する制度とともに、フリーランスの方を念頭に、委託を受けて個人で仕事をする方が、小学校等の臨時休校等により子どもの世話が必要となった場合にも支援（日額 4,100 円）という支援策が創設された。

また、感染症の拡大防止のための人の移動制限を行うことに伴い、在宅勤務（テレワーク）による企業活動が求められることとなった。これについては、3月10日の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、テレワークを新規で導入した中小企業事業主に対し、かかった費用の2分の1（上限額 100 万円）を助成する支援策が盛り込まれていたが、

○3月25日の小池都知事の会見で、東京都の感染者数が急増し「感染爆発の重大局面にある」中で、平日はできるだけ自宅で仕事を行い、特に夜間の外出を控えることとの呼びかけ

○4月7日の政府による緊急事態宣言¹⁰及びそれに合わせた東京都知事の自宅待機要請

○4月11日に行われた第28回新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍首相からの、「出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆さんにこの要請を徹底してください。」との指示

○4月16日の緊急事態宣言の対象地域の全国への拡大¹¹

⁹ 正規・非正規を問わない。

¹⁰ 対象地域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県。

¹¹ 併せて、それまでの7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の6都府県を加えた13都道府県について、重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必

○5月4日の緊急事態宣言の期間の5月31日までの延長の決定
 といった流れの中で、これまで日本において余り取り組みが進んでいなかった在宅勤務（テレワーク）を進めざるを得ない状況となっている¹²。

なお、4月30日に公表された「新型コロナ対策のための全国調査」の結果によると¹³、

○オフィスワーク中心の方においては、全国でテレワークの導入は4月12～13日時点で27%と、緊急事態宣言前に比べ大きく伸びたものの、政府目標の「7割」にはまだ届いていない。

○テレワークの導入には都道府県で大きく差があり、東京都で最大52%、5%未満の県も多くみられる。
 という状況となっている。

5 各国の対策の動向

感染の世界的拡大と長期化に伴い、各国の経済状況は逼迫してきており、すでにリーマンショック時を超える兆候も見え始め、未曾有の事態になるとの見方もある。各国政府はこうした事態に鑑み、医療インフラを支える直接の感染拡大防止策に注力する一方で、大規模な緊急経済対策パッケージを打ち出している。起点となったのは、G20緊急経済対策会議（3月26日）のG20で5兆ドル超える対策を講じるとした声明。これを受けてまず米国が2兆ドル（220兆円）規模の緊急経済対策を発表した。これに続き、各国から対策パッケージが相次いで発表され、その後も状況の長期化に伴い追加的施策が発表されている。

各国の経済対策スキームはそれぞれ異なるものの、対策の柱は各国とも似通っており、企業向けの政府保証付融資、失業保険制度及び補完的失業扶助制度の拡充（要件緩和、水準引き上げ、申請手続きの簡素化等）による雇用維持対策（雇調金等）、法人税及び事業税等の減免及び納付期限延期措置等となっている。

経済対策のうち、雇用・就業関連施策を見ると、アメリカは、景気後退の影響を緩和するため、3月に「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法案（The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act）」（CARES法）をまず可決した。CARES法は総額2兆ドルを超える予算を計上し、雇用支援のための中小企業向け融資（3,500億ドル）、失業手当の拡充（2,500億ドル）、個人・

要がある「特定警戒都道府県」と位置付けられた。

¹² 4月13日には、経済産業省から中小企業団体に対し、在宅勤務等の推進が要請されている。<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200413004/20200413004.html>

¹³ 厚生労働省は、3月30日にLINE株式会社と「新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する協定」を締結し、この協定に基づく情報提供に資するため、LINE株式会社の公式アカウントにおいて、サービス登録者に対して「新型コロナ対策のための全国調査」を実施。公表内容は以下に掲載されている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11109.html

世帯向け現金給付（5,000 億ドル）などの経済刺激策が盛り込まれた。また、この CARES 法では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で働き続けることができない自営業者、フリーランサー、独立請負業者、パートタイム労働者等を対象に、失業保険の資格を一時的に拡大する「パンデミック失業支援(Pandemic Unemployment Assistance、PUA)」プログラムを、さらに、失業保険給付の受給期間を満了した者を対象とする「パンデミック緊急失業補償 (Pandemic Emergency Unemployment Compensation、PEUC)」プログラムを導入した。

イギリスにおいては、対策の柱は当初、企業の資金調達支援にあった。3月上旬の2020年度予算案において示された一連の対策では、事業に支障が生じた中小企業を対象とする政府保証付き貸付制度の導入や、影響が大きいとみられる業種に対するビジネス税の減免などが打ち出された一方で、労働者への支援としては、感染等による休業に対する既存の法定傷病手当（雇用主負担、定額）の前倒しでの適用や、中小企業（250人以下規模）について同手当の支給費用を2週間分補助するといった内容に留まった。しかし、感染拡大などの状況の深刻化が急速に進むにつれ、企業業績や雇用にながら影響を及ぼす可能性が懸念され、雇用維持に向けたさらなる支援を要請する声が、企業や労使団体、シンクタンク、あるいは与野党議員などから強まった。これを受けて、政府は新たに「コロナウイルス雇用維持スキーム」を実施する方針を打ち出した。これは雇用主が、従業員（または労働者）を一時帰休（furlough）にして雇用を継続する場合に、月2500ポンドを上限として賃金の8割を助成するもので、スキームの導入を発表した財相によれば、イギリスでは初めての賃金助成の実施となる。

ドイツ政府は3月10日にいち早く、雇用支援策の支柱となる「操業短縮手当（Kurzarbeitergeld）」の申請要件緩和を閣議決定し、迅速な支援に乗り出した。その後、3月23日には、総額7500億ユーロという巨額の包括支援パッケージを閣議決定したが、その中で衆目を集めたのは、フリーランスも含めた「個人・零細企業に対する給付金制度」の創設である。政策決定過程において「給付」か「融資」か、揺れたが、最終的には返済不要の給付金とされた。また、低賃金労働者や仕事を失った自営業に対する救済の要となっている「失業手当Ⅱの受給の容易化」も早い段階で実施された。

フランスは、総額450億ユーロの緊急経済支援（第1次補正予算）を3月17日に発表、その約1カ月後の4月15日には感染のさらなる拡大に対応するため、支援額を1100億ユーロに増額する第2次補正予算を閣議決定した。第1次補正予算の主な支援策の内訳は、①部分的失業に関する予算（85億ユーロ）、②公租公課・社会保険料の納付延期・税額控除の前倒し支給などからなる企業の資金繰り支援措置（社会保障拠出）（320億ユーロ）、③独立自営業者、零細起業家を対象とする支援（連帯基金）（20億ユーロ）であり、また、第2次補正予算による主な追加の支援策の内訳は、①大企業を対象とする支援（200億ユーロ）、②中堅企業を対象とする支援（10億ユーロ）、③中小企業を対象とする特別融資（5億ユーロ）、④零細企業・自営業者を対象とする連帯基金の

予算（70 億ユーロ）、⑤公租公課・社会保険料の納付延期・税額控除の前倒し支給などからなる企業の資金繰り支援措置（500 億ユーロ）、⑥経済的打撃が特に大きい部門（外食、宿泊、イベント等）を対象とする社会保険料等の減免のための予算（7 億 5000 万ユーロ）、⑦医療関連の対策予算（80 億ユーロ）、⑧低所得世帯向けの援助金の支給に関する予算（10 億ユーロ）、⑨部分的失業に関する予算額（240 億ユーロ-85 億ユーロから増額）などとなっている。

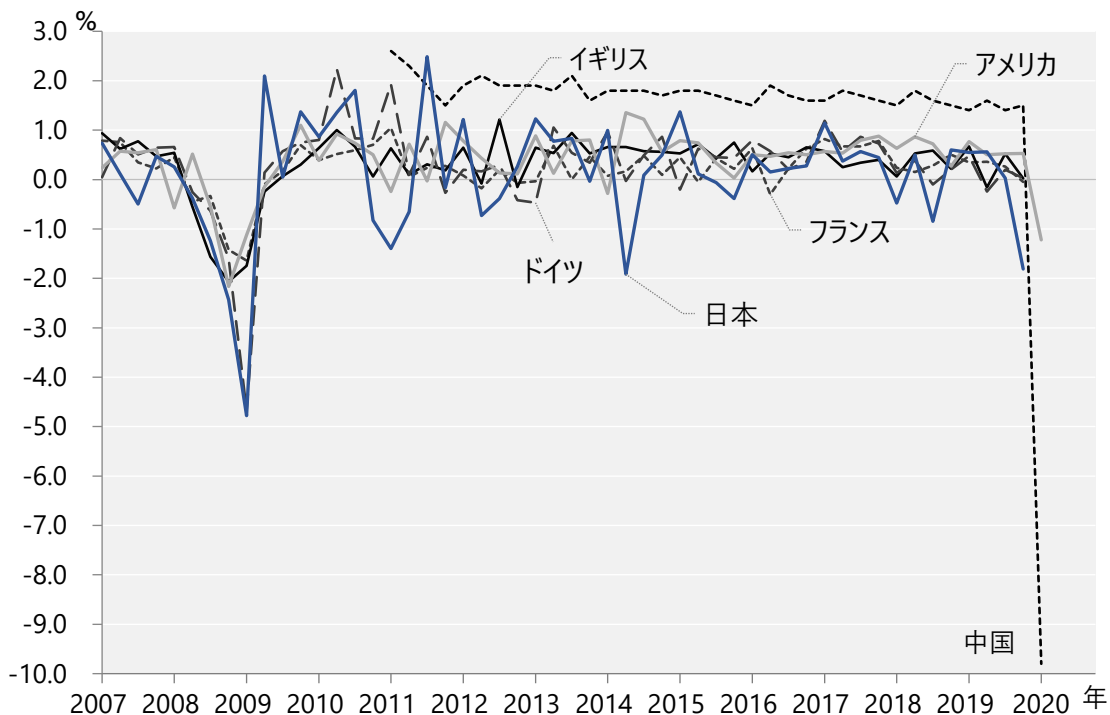
このように、各国とも経済が停止される一方で、雇用・労働市場を支える政策に着手しているが、政策の柱は、ドイツ、フランスに加えて日本においては、従来から存在した従業員の雇用を維持する事業主に対して賃金の一部を補填する政策であり、これの給付要件を緩和もしくは水準を引き上げるという対策を講じて対応しようとしている。一方、こうした雇用維持政策が従来存在しなかったアメリカ、イギリスにおいても、今次の対策として、同様の政策を導入しようとする動きがあり、こうした傾向は特徴的な動きとして注目されよう。

6 雇用情勢の国際比較

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染拡大を阻止する対策が最優先でとられる中、程度の差はあるが各国とも一様に経済活動が停止した。感染が先行した中国では発信地の武漢を中心に全面的な移動制限がかけられ、感染の中心が欧州に移ると、欧州各国も非常事態宣言を発令し、都市機能はほぼ完全にダウンした。さらにアメリカにおいては、初期の感染者数は少なかったものの、その後感染は全米に広がり、4 月末時点で、世界最大の感染者数となり、感染の長期化とともに経済への影響の深刻度が増している。

各国ともに、経済の実態を反映させた指標がまだ表面に表れてきているわけではない。しかし、一部の指標は異常な動きを示し始めている。中国は経済活動の停止が他国に先行したことを反映し、GDP 成長率が第 1 四半期マイナス 9.8%となり、コロナショックの影響が、リーマンショックをはるかに上回るインパクトであることを印象付けた（第 6 図）。

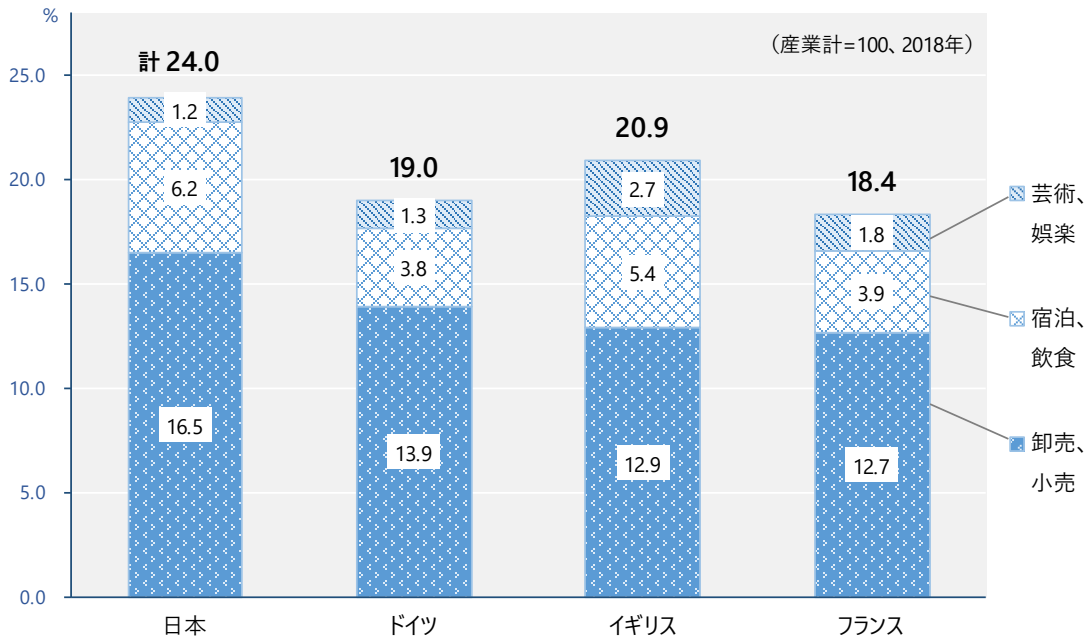
第6図 実質 GDP 成長率（四半期、前期比、季節調整値）



資料出所：OECD Database “Quarterly National Accounts” 2020年5月1日現在

また、今回のコロナショックの特徴は、一部の業種が壊滅的な打撃を受けていることである。ホテル、飲食、小売、娯楽などのサービス産業ではすでに経営破綻に追い込まれる企業も出始めており、世界中で雇用不安が広がっているが、これらの産業比率が相対的に高い日本ももちろんこの影響から逃れ得ない。リーマンショック時には、サービス産業が先行して状況が悪化した製造業における雇用の受け皿となった側面があったが、今回はそうしたプロセスは期待できない（第7図）。

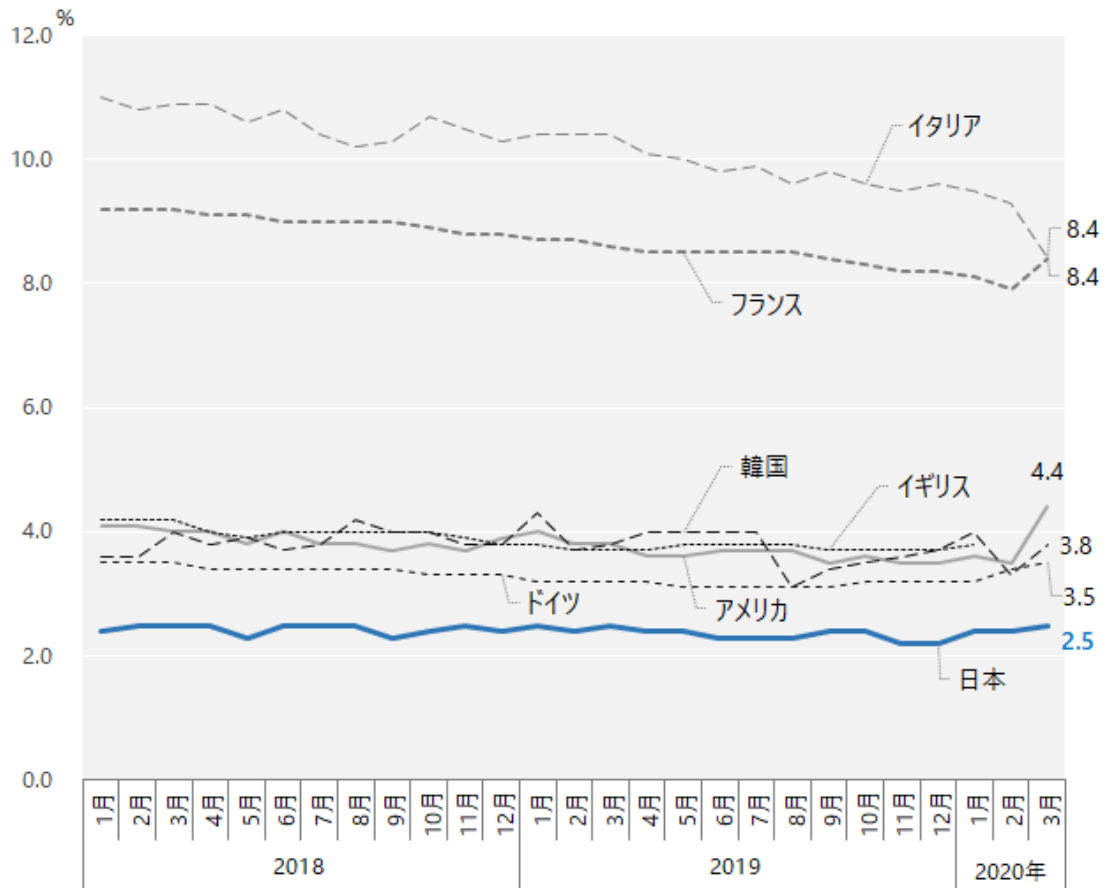
第7図 雇用危機に直面する産業に従事する就業者の比率



資料出所：労働政策研究・研修機構 『データブック国際労働比較 2019』

完全失業率の国際比較をみると、日本では2月の2.4%から3月には2.5%と0.1%ポイントの上昇にとどまっているのに対し、アメリカは2月の3.5%から3月には4.4%と大きく上昇、フランスは8.4%、韓国は3.8%（それぞれ0.5%ポイント上昇）と既に労働市場に大きな影響が出始めていることを示している。特にアメリカでは失業保険の申請件数が4月30日までの6週間で3000万件を突破するなど急増しており、失業率も更に大幅に上昇する可能性が高くなっている（第8図）。

第8図 完全失業率推移（季節調整値）



資料出所

日本：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」 2020年4月28日公表資料

アメリカ：米労働統計局“Labor Force Statistics from the CPS” 2020年4月14日現在

欧州：Eurostat Database “LFS main indicators” 2020年5月1日現在

韓国：KOSIS “Economically Active Population Survey” 2020年4月17日現在

（副所長 天瀬光二、調査部統計解析担当部長 下島 敦、総務部長 中井雅之）